

独立行政法人雇用・能力開発機構は平成23年10月1日付けで解散したため、平成23年度の該当給与期間は平成23年4月1日から9月30日まで(上半期)とした。

独立行政法人雇用・能力開発機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤勉手当については、役員の職務実績等を考慮して理事長が定める成績率に応じて支給している。なお、役員に支給する勤勉手当の総額は、国家公務員の指定職俸給表の適用を受ける職員に支給する勤勉手当の総額と同じ基準により算出した額を超えないこととしている。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長
理事
監事

改定なし。

監事(非常勤)

改定なし。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 8,704	千円 6,042	千円 2,179	千円 483 (特別調整手当)		9月30日	
A理事	千円 7,130	千円 4,926	千円 1,776	千円 394 (特別調整手当) 34 (通勤手当)		9月30日	◇
B理事	千円 7,247	千円 4,926	千円 1,776	千円 394 (特別調整手当) 151 (通勤手当)		9月30日	※
C理事	千円 7,208	千円 4,926	千円 1,776	千円 394 (特別調整手当) 112 (通勤手当)		9月30日	
A監事	千円 6,220	千円 4,224	千円 1,523	千円 337 (特別調整手当) 136 (通勤手当)		9月30日	
B監事 (非常勤)	千円 1,452	千円 1,452	千円 0	千円 0		9月30日	

注1: 本法人は平成23年10月1日付けで解散したため、表に記載された金額は平成23年度上半期の実績額である。

注2: 「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する常勤役員に支給されているものである。

注3: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
理事長						該当者なし	
A理事	2,781	2	6	平成22年2月28日	0.9	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づく。	*
B理事	5,005	4	6	平成22年2月28日	0.9	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づく。	*
C理事	6,767	6	1	平成22年3月31日	0.9	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づく。	
D理事	2,317	2	1	平成22年3月31日	0.9	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づく。	※
A監事	1,588	1	8	平成22年2月28日	0.9	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づく。	*
監事 (非常勤)						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準として人件費を5%以上削減するため、職員数の削減及び給与制度の見直しを行う。平成22年度までに、人件費(給与、報酬等支給総額)は、平成17年度を基準として26.7%削減したところであるが、引き続き着実な削減を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員及び他の独立行政法人の給与水準を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

能率や勤務成績に応じて職員の職位を決める等、人事管理を通じて給与に反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6カ月の勤務の状況等を手当の額に反映させる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

平成23年7月に、職業訓練指導員手当の支給割合を100分の10から100分の5に引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 2,761	歳 45.6	千円 3,527	千円 2,728	千円 64	千円 799
事務・技術	人 958	歳 46.5	千円 3,559	千円 2,737	千円 76	千円 822
教育訓練職	人 1,783	歳 45.0	千円 3,518	千円 2,722	千円 57	千円 796
特例待遇職員	人 20	歳 55.5	千円 2,814	千円 2,814	千円 80	千円 0

任期付職員	人 92	歳 62.3	千円 2,660	千円 2,323	千円 87	千円 337
事務・技術	人 29	歳 63.8	千円 4,814	千円 3,744	千円 89	千円 1,070
教育訓練職	人 63	歳 61.5	千円 1,669	千円 1,669	千円 85	千円 0

非常勤職員	人 257	歳 62.8	千円 1,813	千円 1,635	千円 71	千円 178
教育訓練職	人 160	歳 62.3	千円 1,655	千円 1,655	千円 66	千円 0
嘱託職員	人 95	歳 64.1	千円 2,084	千円 1,602	千円 79	千円 482
月額嘱託職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 本法人は平成23年10月1日付けで解散したため、表に記載された金額は平成23年度上半期の実績額である。

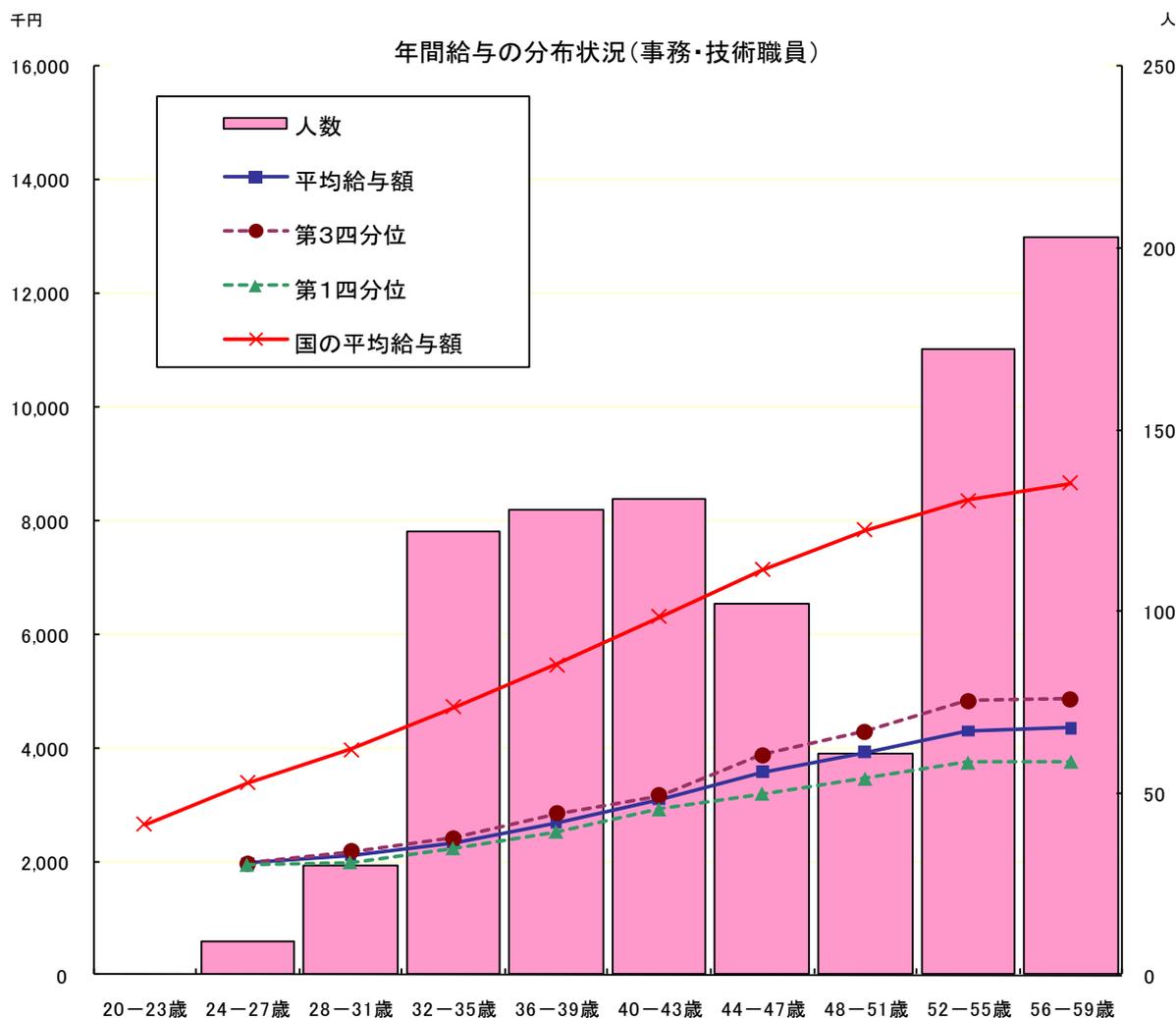
注2: 「特例待遇職員」とは、出向契約等に基づき本法人が給与の一部しか負担していない者、「月額嘱託職員」とは、嘱託職員(給与上常勤職員とは異なる取扱いをしている者)で賞与が支給されない者をいう。

注3: 以下に掲げる区分及び職種については、該当者がいないため記載を省略した。

- ・常勤職員の研究職種、医療職種及び教育職種
- ・在外職員
- ・任期付職員の研究職種、医療職種及び教育職種
- ・再任用職員
- ・非常勤職員の事務・技術、研究職種、医療職種及び教育職種

注4: 「月額嘱託職員」の該当者が2人以下のため、「人員」欄以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
本部部長	8	57.8	5,366	5,510	5,590		
地方組織の本部部長相当職	1	-	-	-	-		
本部の次長・同相当職	10	55.0	5,359	5,444	5,632		
地方組織の本部次長相当職	3	57.8	-	5,745	-		
本部課長	27	52.8	4,798	4,925	5,148		
地方組織の本部課長相当職	61	56.7	4,804	5,016	5,194		
本部課長補佐	40	48.3	3,822	4,054	4,292		
地方組織の本部課長補佐相当職	24	57.3	4,650	4,766	4,912		
地方組織の課長職	124	51.4	3,990	4,214	4,473		
本部係長	75	39.7	2,901	2,983	3,093		
地方組織の係長・本部係長相当職	467	46.8	2,727	3,186	3,698		
本部係員	85	31.9	2,122	2,224	2,369		
地方係員	33	35.2	2,181	2,295	2,369		

注1:「地方組織の本部部長相当職」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:「地方組織の本部次長相当職」の該当者が4人以下のため、第1・第3四分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年9月30日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	特3等級	2等級	1等級
標準的な職位		本部の係員、地方施設の係員	本部の係員、地方施設の係員	本部の係員、地方施設の係長	本部の係長、地方施設の係長等	本部の課長補佐、地方施設の課長等	本部の課長補佐、地方施設の課長等	本部の課長、地方施設の長等	本部の部長、本部の次長、地方施設の長等
人員(割合)	958人	該当者なし	5人 (0.5%)	190人 (19.8%)	465人 (48.5%)	163人 (17.0%)	25人 (2.6%)	81人 (8.5%)	29人 (3.0%)
年齢(最高～最低)		}	29 }	38 }	59 }	59 }	59 }	59 }	59 }
所定内給与年額(最高～最低)		}	1,526 }	2,101 }	3,310 }	3,931 }	3,832 }	4,384 }	4,453 }
年間給与額(最高～最低)		}	1,958 }	2,658 }	4,229 }	4,944 }	5,023 }	5,148 }	6,047 }
			1,364 }	1,462 }	1,830 }	2,602 }	3,083 }	3,271 }	3,330 }
			1,796 }	1,925 }	2,410 }	3,379 }	4,193 }	5,709 }	4,532 }

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.9%	-	61.9%
	査定支給分(勤怠相当)(平均)	38.1%	-	38.1%
	最高～最低	46.1～33.7%	-	46.1～33.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	-	66.7%
	査定支給分(勤怠相当)(平均)	34.8%	-	33.3%
	最高～最低	35.5～32.8%	-	35.5～32.8%

注: 本法人は平成23年10月1日付けで解散したため、表に記載された金額は平成23年度上半期の実績額である。

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

本法人は平成23年10月1日付けで解散しており、独立行政法人雇用・能力開発機構としての給与の年額を算出できないため、比較することができない。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 19年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	11,043,546	25,081,187	△ 14,037,641 (△ 56.0)	△ 19,855,839 (△ 64.3)
退職手当支給額 (B)	442,951	3,599,025	△ 3,156,074 (△ 87.7)	△ 5,523,254 (△ 92.6)
非常勤役職員等給与 (C)	3,154,861	5,900,526	△ 2,745,665 (△ 46.5)	△ 2,978,184 (△ 48.6)
福利厚生費 (D)	2,545,952	5,603,572	△ 3,057,620 (△ 54.6)	△ 4,263,248 (△ 62.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	17,187,310	40,184,310	△ 22,997,000 (△ 57.2)	△ 32,620,525 (△ 65.5)

注:本法人は平成23年10月1日付けで解散したため、表の「当年度(平成23年度)」欄に記載された金額は平成23年度上半期の実績額である。

総人件費の参考となる事項

1 中期目標において主務大臣から示された人件費削減の取り組み内容

独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標（平成19年3月12日）抜粋

第3 組織・業務実施体制等の改善に関する事項

3 経費削減等について

(2) 人件費

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準として5%以上を基本とする削減を引き続き着実に実施すること。更に、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。

また、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革や機構のラスパイレス指数を踏まえた見直しを進めること。

2 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

独立行政法人雇用・能力開発機構中期計画（平成19年3月23日）抜粋

第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

3 経費削減等について

(2) 人件費

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準として5%以上を基本とする削減を引き続き着実に実施する。更に、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

また、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革や機構のラスパイレス指数を踏まえた見直しを進める。

第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人員に関する計画

常勤職員数については、平成18年度末に比べて期末において600名（うち150名は平成19年度末までに）を削減する。

3 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成17年度を基準とした人件費5%を削減するための取組の進捗状況

(1) 人員の削減

第2期中期目標期間（平成19年4月1日～平成24年3月31日）においては、常勤職員600名（うち150名は平成19年度末までに）を削減することとしており、平成23年9月末までに常勤職員を973名削減した。

(2) 平成23年度の人件費削減状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	34,203,169	32,853,152	30,899,385	29,252,907	27,048,312	25,081,187	11,043,546
人件費削減率 (%)		△ 3.9	△ 9.7	△ 14.5	△ 20.9	△ 26.7	△ 67.7
人件費削減率(補正值) (%)		△ 3.9	△ 10.4	△ 15.2	△ 19.2	△ 23.5	△ 64.3

注1：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であること。

なお、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2：本法人は平成23年10月1日付けで解散したため、表の「平成23年度」欄に記載された金額は平成23年度上半期の実績額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。